

○課題解決に向けた取組（現状の取組状態と課題）

項目(28項目)	確認事項(36事項)	取組番号	現状の取組状態								課題		
			開発建設部	振興局	気象台	陸上自衛隊	北海道警察 ・斜里警察署	斜里町	清里町	小清水町		消防組合	
<b>(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組</b>													
<b>①情報伝達、避難計画等に関する事項</b>													
ア 洪水時の河川管理者からの情報提供等（内容及びタイミングの確認）	河川管理者と町村長の間で河川情報等を伝達するホットラインの構築状況の確認	A (1)①ア	-	・振興局、関係自治体首長とのホットラインが構築済。	-	-	-	-	・振興局、関係自治体首長とのホットラインが構築済。	・振興局、関係自治体首長とのホットラインが構築済。	・振興局、関係自治体首長とのホットラインが構築済。	-	-
イ 避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等の確認	『避難勧告等に関するガイドライン』（H29.1月内閣府）を参考とした避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等の確認	B1 (1)①イ1	-	・斜里川、猿間川では、平成29年11月より想定最大規模の降雨による浸水想定区域を作成・公表し、斜里町長に通知済。	-	-	-	-	・斜里川、猿間川について、計画洪水を対象とした避難勧告等の発令区域、基準を設定済。	・清里町地域防災計画において、避難勧告等の発令基準（暫定版）を設定。	-	-	・発令基準等の判断基準となる水位計が不足。（振興局、斜里町、清里町、小清水町） ・想定最大規模の洪水を対象とした避難勧告等の発令区域、基準を設定することが必要。（斜里町） ・想定最大規模の洪水を対象とした避難勧告等の発令区域、基準の設定について検討が必要。（小清水町）
	避難計画に着目した水害対応タイムライン（避難勧告発令区域、避難判断基準等）の構築及び実施箇所の検討調整 ※協議会資料を適宜修正	B2 (1)①イ2	-	・斜里川、猿間川（水位周知河川）のタイムラインについて、幹事会で提示し関係機関と調整中。	-	-	-	-	・斜里川、猿間川（水位周知河川）のタイムラインについて検討し、関係機関と調整中。	-	-	-	・タイムラインを作成し、避難勧告の発令基準等を明確にし、地域防災計画に反映させることが必要。（振興局） ・避難準備・高齢者等避難開始を発令するためのタイミングや判断を検討することが必要。（斜里町）
ウ 水害危険性（浸水想定及び河川水位等の情報）の周知	水位周知河川の検討調整	C (1)①ウ	-	・斜里川、猿間川が対象。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	『地域の水害危険性の周知に関するガイドライン』（H29.3月国交省）を参考に、簡易な方法による水害危険性の周知を行う河川及び当該河川における情報提供方法の検討調整		-	・水位周知河川以外について、平成29年度より洪水氾濫危険区域図を作成中。	-	-	-	-	-	-	-	-	・水位周知河川以外の水位情報の把握、周知方法を検討することが必要。（振興局、斜里町、清里町、小清水町）
エ ICT等を活用し住民等へ適切かつ確実に情報伝達する方法等の改善・充実	『川の防災情報』等、河川水位やCCTVカメラ等、リアルタイム情報等の周知について検討調整	D1 (1)①エ1	・国管理区間では、ホームページで、河川水位やCCTVカメラ等のリアルタイム情報提供を実施。	・水位計を、斜里（斜里川）、中央橋（斜里川）、札弦（斜里川）、猿間（猿間川）の4地点、雨量計を猿間、札弦の2地点に設置済。	-	-	-	-	-	・主要水位観測所のある斜里川中央橋と札弦のみ「川の防災情報」で水位の確認可能。	-	-	・水位周知河川以外の水害リスクの高い箇所を把握し、水位情報の把握、周知方法を検討することが必要。（振興局、斜里町）
	緊急速報メールの活用等、住民等に洪水及び避難情報等を適切かつ確実に伝達する体制及び方法を検討調整	D2 (1)①エ2	-	・気象警報、注意報、河川水位、雨量、水防警報等の情報を、ホームページや報道機関等の協力を得て、テレビ、ラジオ等による伝達を実施済。	・H29出水期から新たなステージに対応した防災気象情報の改善の運用を開始。	-	-	-	・防災行政無線によるサイレン吹鳴及び避難勧告等の放送、災害情報や緊急速報のメール配信、WEB等による河川水位、広報車等、様々な手段を活用した情報伝達。 ・自治会長を含めた自治会連絡網、個人携帯電話、FAX等、様々な情報伝達手段を用いた住民への情報連絡体制づくりを実施済。	・災害情報や緊急速報のメール配信、WEB等による河川水位、広報車等、様々な手段を活用し、情報を伝達。	・緊急速報のメール配信、広報車等、様々な手段を活用した情報伝達。	-	・高齢者や要配慮者への避難準備情報を発令するためのタイミングや判断を検討することが必要。（斜里町、清里町、小清水町） ・地域住民等の水害に係る意識改革が必要。（斜里町、清里町、小清水町）
オ 隣接市町村への広域避難体制の構築	町村の避難場所のみで、避難者を収容できない場合は、隣接市町村等に避難場所を設定する等、広域避難に係る連絡体制等の検討調整	E (1)①オ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・周辺への避難が安全となる場合があるため、広域避難計画についての検討が必要。（斜里町、清里町、小清水町）
カ 要配慮者利用施設等に関する避難計画等の作成・訓練に対する支援	町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設について、避難確保計画作成状況や避難訓練実施状況を確認	F1 (1)①カ1	・平成29年5月19日に網走市で網走地区における要配慮者施設への説明会を実施し、適切な避難行動への理解について説明。	・平成30年度、洪水浸水想定区域内における要配慮者施設位置図を提示。	-	-	-	-	-	-	-	-	・洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設は、地域防災計画に位置付けられておらず、避難確保計画や避難訓練について検討することが必要。（斜里町、清里町、小清水町）
	避難確保計画作成や避難訓練の実施状況等を踏まえ、支援策、支援体制等について検討調整	F2 (1)①カ2	-	・平成29年5月19日に網走市で網走地区における要配慮者施設への説明会を実施し、適切な避難行動への理解について説明。	-	-	-	-	-	-	-	-	・洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設は、地域防災計画に位置付けられておらず、避難確保計画や避難訓練について検討することが必要。（斜里町）

○課題解決に向けた取組（現状の取組状態と課題）

項目(28項目)	確認事項(36事項)	取組番号	現状の取組状態										課題
			開発建設部	振興局	気象台	陸上自衛隊	北海道警察 ・斜里警察署	斜里町	清里町	小清水町	消防組合		
<b>(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組</b>													
<b>(2) 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項</b>													
ア 想定最大規模の降雨に係る洪水浸水想定区域図等の共有	想定最大規模の降雨に係る洪水浸水想定区域図等の共有	G (1)②ア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・斜里町HPで公表することが必要。(斜里町)
イ 水害ハザードマップの作成、改良と周知	想定最大規模の『浸水想定区域図』や『洪水浸水想定区域図』を踏まえた洪水ハザードマップの作成や公表に係る情報等を共有	H1 (1)②イ1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・想定最大規模の洪水ハザードマップは、作成することが必要。(斜里町、清里町、小清水町)
	『水害ハザードマップ作成の手引き』(H28.4月国交省)を参考に、わかりやすい洪水ハザードマップを作成し、住民等に効果的に周知する方法を検討調整	H2 (1)②イ2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・効果的な周知方法を検討することが必要。(斜里町、清里町、小清水町)
ウ 『まるごと・まちごとハザードマップ』の促進	『まるごと・まちごとハザードマップ実施の手引き』(H29.6月国交省)を参考にし、取組の推進について検討調整	I (1)②ウ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・『まるごと・まちごとハザードマップ』の作成について検討することが必要。(斜里町、清里町、小清水町)
エ 住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実	町村等による避難訓練の実施状況や予定を共有し、住民を含む関係機関が連携した避難訓練を検討調整	J (1)②エ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・防災意識の向上や訓練参加者拡大に向けた訓練内容を検討することが必要。(斜里町) ・地域(自主防災組織)毎の避難訓練の取り組みを把握することが必要。(小清水町)
オ 防災教育の促進	防災教育に関する指導計画の作成支援、学校等での防災教育の拡充等、様々な取組について検討調整	K (1)②オ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・地域住民等の水害に係る意識改革が必要。(斜里町、清里町、小清水町)
<b>(3) 円滑かつ迅速な避難に資する施設の整備等に関する事項</b>													
ア 危機管理型水位計等の整備	危機管理型水位計の配置計画を検討調整	L1 (1)③ア1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・水位周知河川(区間)以外の水害リスクの高い箇所を把握し、水位情報、周知方法を検討することが必要。(振興局)
	河川監視用カメラの配置計画を検討調整	L2 (1)③ア2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・防災対策の観点から河川監視用カメラの設置が望ましいが、町独自の設置は困難。(斜里町、清里町、清里町)
イ 危機管理型ハード対策の実施	危機管理型ハード対策について、概ね5年間で実施する整備箇所の共有 ※堤防決壊迄の時間を引延ばすための堤防天端舗装等	M (1)③イ	=	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・堤防決壊までの時間を少しでも引き延ばすため、市街地区間の堤防天端舗装について検討することが必要。(振興局)
ウ 河川防災ステーション等の整備 ※ここでは防災資材備蓄整備と記載	ブロック、土砂等の防災資材の備蓄整備について検討調整	N (1)③ウ	=	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・防災資材の備蓄、充実が重要。(振興局、斜里町)
エ 避難場所、避難経路の整備	避難場所、避難経路の整備について検討調整	O (1)③エ	=	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・広範囲の浸水により、避難に必要な経路が確保できず、孤立する集落が発生し、避難場所が確保できない場合がある。(斜里町、清里町) ・水害に係る避難経路の指定について検討することが必要。(小清水町)

○課題解決に向けた取組（現状の取組状態と課題）

項目(28項目)	確認事項(36事項)	取組番号	現状の取組状態									課題	
			開発建設部	振興局	気象台	陸上自衛隊	北海道警察 ・斜里警察署	斜里町	清里町	小清水町	消防組合		
<b>(2) 的確な水防活動のための取組</b>													
<b>(1) 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項</b>													
ア 重要水防箇所の確認	河川整備状況を踏まえ、出水期前に重要水防箇所の確認を行うとともに、関係者による共同点検の実施について検討調整	P (2)①ア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・道管理河川の水害リスクが高い箇所との共同点検が必要。 (斜里町、清里町、小清水町)
イ 水防資機材の整備等	関係機関が保有する水防資機材の配置について共有するとともに、水防資機材の整備や洪水時の相互応援について検討調整	Q (2)①イ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・各機関が保有する水防資機材について保管場所等の詳細な情報を共有することが必要。(振興局、自衛隊、斜里町、清里町、小清水町) ・防災備蓄ヤードの備蓄資材を関係機関で活用することが可能か検討することが必要(振興局)
ウ 水防訓練の充実	住民を含めた関係機関が参加した実践的な水防訓練について検討調整	R (2)①ウ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・防災訓練の一部内容で、水防訓練を実施している。
エ 水防に関する広報の充実	関係機関の水防に関する広報の取組状況や予定等を共有し、先進事例を踏まえた広報の充実について検討調整	S (2)①エ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・消防団員の減少、高齢化の傾向にあり、想定最大規模の洪水の際は、人員が確保できるかが課題。(斜里町、清里町、小清水町)
オ 水防団体間の連携、協力に関する検討	各水防団の分団等の配置、管轄区域等を共有し、洪水時の水防団体間の連携・協力について検討調整	T (2)①オ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>(2) 町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項</b>													
ア 災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	洪水浸水想定区域内に設置されている災害拠点病院等の施設管理者に、洪水が発生した際、確実に情報伝達する方法について検討調整	U (2)②ア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イ 洪水時の防災拠点となる町村庁舎等の機能確保対策の充実	町村庁舎等が、洪水時に想定される浸水被害を確認し、適切な機能確保のための対策(耐水化、非常用電源等の整備等)について検討調整	V (2)②イ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・耐震化や非常用電源等は整備が必要。(斜里町) ・非常用発電機の稼働時間が48時間未満となっているため検討が必要。(小清水町)
ウ 大規模工場等の自衛水防に係る取組の促進	洪水浸水想定区域内の地域防災計画に定められている大規模工場等の施設について、浸水防止計画の作成状況、訓練実施状況を確認	W1 (2)②ウ1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・洪水浸水想定区域内の大規模工場(ホクレン中斜里製糖工場)との自衛水防に係る取組などの情報共有することが必要。(斜里町)
	浸水防止計画の作成や訓練の実施状況等を踏まえ、それぞれの取組を促す支援策について検討調整	W2 (2)②ウ2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・浸水防止計画について検討することが必要。(斜里町)

